

中野区教育委員会第17回協議会会議録

開催日時 平成19年5月18日(金) 開会10時01分 閉会11時14分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会 委員長	山田 正興
	同 委員長職務代理	高木 明郎
	同 委員	大島 やよい
	同 委員	飛鳥馬 健次
	同 教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	渡邊 真理子

傍聴者数 13人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 4/28 第七中学校学校公開について
- ・ 5/ 8 第20期中野区議会議員との初顔合わせ会について
- ・ 5/ 9 平成19年度中野区立小学校教育研究会総会について
- ・ 5/ 9 平成19年度中野区立中学校教育研究会総会について
- ・ 5/10 平成19年度ことぶき大学・大学院開講式について
- ・ 5/10 江原小学校特別支援学級「わかば学級」開級式について
- ・ 5/11 第六中学校訪問及び区立中学校長との意見交換会について

- ・ 5 / 12 ~ 13 学校医協議会研修会について
- ・ 5 / 16 谷戸小学校学校保健委員会について
- ・ 5 / 16 平成19年度中野区幼稚園教育研究会総会について
- ・ 中野サンモールにおける区立学校作成絵画展示について
- ・ 麻疹の流行とワクチン接種について

○教育長報告事項

- ・ 5 / 8 都民体育大会壮行会について
- ・ 5 / 8 代表校長会からの要望事項について
- ・ 5 / 9 定例校長会について
- ・ 5 / 10 平成19年度ことぶき大学・大学院開講式及び基調講演について
- ・ 5 / 13 少年サッカー春季大会開会式について
- ・ 5 / 14 平成19年度中野区保護司会定例総会について
- ・ 5 / 17 特別区教育長会について

○事務局報告事項

- 1 平成19年度道徳授業地区公開講座実施計画について（指導室長）
- 2 平成19年度セーフティ教室実施計画について（指導室長）
- 3 その他

○学校統合委員会準備会について（教育改革担当）

（協議事項）

- 1 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

午前10時01分開会

山田委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第17回協議会を開始いたします。

本日の出席状況は全員出席です。

5月に入りましたが、連休、並びに、先週は教育委員会で第六中学校の訪問とい

うことで、3週ぶりになります。よろしくお願いいたします。

<委員長、委員報告事項>

山田委員長

では初めに、委員長、委員報告からさせていただきます。

最初に、私からでありますけれども、3週間分なので少しお時間がかかると思います。よろしくお願いいたします。

5月9日になりますけれども、小学校教育研究会、並びに、同日でございますけれども、中学校教育研究会がございまして、その総会に私が出席いたしました。小学校教育研究会は、会員のメンバーは全部で560名と聞いております。昨年度に始まりました夏期実技研修会というものが夏休みを利用して先生方の実技的な研修を行っているということで、ことしもその研修を充実させたいというような会長からのあいさつがございました。その後の中学校教育研究会のメンバーは、その約半分で、260名ぐらいの先生方が加入していらっしゃっています。その総会の中で会長のほうからは、これから教員の皆様方、ちょうど団塊の世代の先生が多いということで、この2～3年でかなりの先生方が学校を去ることになります。そういった中で教員の質をどのように確保したらいいのかということですか、あと、子どもたちに対してはその学力の評価の問題、それから体力向上のことなどが総会のあいさつとして取り上げられておりました。どちらの研究会も、先生方、お忙しい間を縫っての研究活動でございますので、教育委員会としても十分支援をしていきたいと考えております。

続きまして、10日でございますけれども、ことぶき大学と大学院の開講式がありましたので出席をいたしました。ことぶき大学ですから、高齢の方たちがまた地域に戻ってその大学で3年間学ぶ、もしくはそのまま大学院に進むということで、全部で400名を超える方たちがその開講式に出席をしておりました。ここでもこれから団塊の世代の皆さん方が地域に戻ってきますので、その受け皿として、また教育委員会としては、そういったいろいろな知識・技能を持った方たちが地域に戻ってきますので、そういった方たちのノウハウをこれから活用していただく場を提供する必要があるのではないかなと考えております。

この日は菅野教育長から講演がございまして、教育課題についてのお話、レクチャーが約1時間ございました。今の教育問題についてのいろいろな提言をされましたの

で、私も拝聴させていただきました。

11日でございますけれども、先ほどお話ししましたように、中野区立第六中学校に教育委員会として訪問してまいりました。ご承知のとおり、第六中学校は第十一中学校との統合ということでありまして、今は生徒の数が非常に少なくなっている学校でございます。その中でも、ことしから着任された校長先生は、この少人数の中でもしっかりとした教育をしていくのだという姿勢で授業に取り組んでおられます。私たちも授業を2時限視察をしてまいりました。少人数でありますし、全クラス4クラスでございましたので、ゆっくりと拝見をさせていただきましたけれども、英語の授業では、先生が英会話とビンゴ的なゲームを入れながら、ちょうどそのときは1年生のときの復習でございましたけれども、英語の過去形についての復習をされておりまして、子どもたちは非常に楽しそうに授業を受けていた光景が今でも焼きついております。

午後からは、中学校校長先生との対話集会といえますか、意見交換会がございまして、それに出席をいたしました。その中では、学校の再編の問題、特に訪問しました中学も含めて、これから再編についてどのようなことを教育委員会としては支援しなければいけないのかという視点でお話し合いをさせていただきました。やはり先生方が危惧されておりますのは、規模の違う学校同士が統合するわけですので、どうしてもその中で序列みたいなものが起きてしまう可能性があるということで、その辺を非常に心配をされておられました。ということで、先生方からも、これから再編を行うに当たって、当該校以外でも、中野区全体としてどのように統合を進めていくかということで貴重な意見をいただいたと感じました。

続いて、5月12日、13日は、私は学校医の仕事をしておりますので、指定都市学校医協議会というのが北九州・小倉市でございましたので、そちらに出席をいたしました。12日の夜は学校医の研修会がございまして、その中で、今参議院議員をしておりまして、もともと北九州の精神科のドクターであります西島先生のお話がありました。その中では、今子どもたちに起きている心の病気、メンタルヘルスについてどのようにとらえていくのか。非常に難しいと思うのですが、東京の中では、学校の中に精神科医ということで、そういった精神科の先生方に、学校医ではないですけれども、学校協力医という形で専門家の立場からお願いをすることができているわけですし、中野区も小学校・中学校各1名ずつですけれど

も、精神科のドクターが配置されております。そういった専門家の方たちを十分に活用していただいて、子どもたちの心の病に対して学校側が早く気づくことが大切ではないかという講演でございました。

13日は、学校医の協議会がございまして、各分科会に分かれて活発な協議会が開催されました。また、全体の協議会の中では、音楽を取り入れて、先ほどのメンタルヘルスに対していろいろと緩和をしていこうというような試みが北九州で行われていることが披露されました。

最後になりますけれども、5月16日は、私が学校医をしております谷戸小学校で学校保健委員会——「すこやか委員会」と称していますけれども、それが開催をされました。養護の先生から報告があったのですけれども、特別支援巡回相談員というのがこの4月から特別支援教育の導入に伴いまして中野区が独自で巡回相談員を各学校に派遣しております。各学期ごとに2回程度、1学期、2学期に2回程度、3学期に1回程度、計5回ぐらい学校に巡回をしてくださるのだそうです。その相談員の方は臨床心理士と聞いておりますけれども、非常に経験が豊かだそうで、この学校は350人規模の学校ですけれども、1クラス10分程度の視察で特別支援に関係するような児童が30名ぐらいいるのではないかという指摘をして帰られたそうですけれども、くしくも学校のほうで把握した人数とほぼ同数であって、非常に経験豊富な方に来ていただいたということで、学校としては非常に助かるというお話でございました。

ただ、そういった巡回の相談の方が来られることは非常にいいことだと思いますけれども、そのノウハウをどのように学校で消化できるか、これが学校の一つの経営能力といえますか、そういった姿勢にかかわってくるのではないかと考えて、これからの巡回相談員のあり方についても私たちも注意して、また協力をしていきたいと思っております。

最後になりましたが、今、学校保健の立場からいいますと、はしかの問題が非常にクローズアップされております。安倍首相の出身校であります成蹊大学もきょうから4日間休校の措置をとるということでございます。今、高校生並びに大学生ではやっていますのは、その当時に、三種混合といひまして、はしか、風疹、おたふく風邪というMMRワクチンというのを国が開発をしまして実施をしたところでありまして、実はその途中でその配合がうまくいきませんで、おたふく風邪が原因と

見られる髄膜炎が発症してしまったのですね。それで国は一たんそのワクチンを中止しました。その経過があったものですから、そのときに差し控えたお子さんたちがまさしく今高校3年生、大学1年生。要するに、はしかの未接種者の方が多い年代であります。そういった方たちを中心に今非常にはやっております。

きょうの新聞によりますと、東京都の都立高に対しては、東京都教育委員会がはしかのワクチンを用意して、これから学校単位で打っていくということのニュースが流れておりますけれども、それに追随するように、豊島区、杉並区、江戸川区あたりですか、区レベルでも小・中学校に対してはしかのワクチンの接種をある程度区の行政の財政援助を受けてやるという話が出ておりました。中野区としてどのような対応をするかということになるかと思うのですけれども、実際にははしかのワクチンがもう供給されません。先週あたりから東京都の中でははしかのワクチン、単身ワクチンは供給されていない状況であります。そういった中でどのようにするのかということで、我々医療の現場としても非常に困った状況が続いております。代替としてといたしますか、はしかと風疹の混合ワクチン、MRワクチンはまだ潤沢に供給されておりますから、そちらを打つ手がありますが、費用が倍ぐらい違います。ということで、一時的にこれからどのようにしていくのかということをちょっと心配しております。

中野区は4月から、90カ月までのお子さんに対しては、麻疹未接種の方に対して公費負担でMR接種が打てるようになっておりますので、このMRについてしっかりと接種していただくということでとりあえずは静観していくのかなというふうに思っております。はしかのこと、非常に心配しておりますけれども、そのような現状だと思えます。

長くなりまして申しわけありません。私からは以上でございます。

高木委員

5月8日の火曜日、第20期中野区議会議員との初顔合わせ会に出席し、ごあいさつをさせていただきました。10日、木曜日、江原小学校のわかば学級開級式に出席いたしました。このわかば学級というのは、区内で5番目の、小学校における知的ハンディをサポートする特別支援学級でございます。子どもたちを中心に30分ぐらいのアットホームな式典でございました。また、わかば学級も視察させていただきましたが、非常にいい感じの教室に仕上がっております。あと、「わかば学級」と

いうネームプレートをこの3月に卒業した6年生が手で彫ってつくってくれたというのに感動いたしました。こういった形で各地域ごとに特別支援学級がだんだんふえていくと、特別支援教育の趣旨が活かされているなと思っております。

11日は、私も中野区立第六中学校の授業視察、校長との意見交換会に出席いたしました。十一中との統合で来年の3月に十一中ともども廃止ということで、3年生が40名程度、2年生が半分の20名程度、1年生はその半分の10名程度ということで、教室もがらんとしてしまってちょっとさびしいなど。その中で先生方は一生懸命教育をやっていただいております。教育委員会としては、統合対象校を最後まで全力でサポートするというお邪魔したのですが、なかなか厳しい現状、実態を見て、今後のスムーズな統合ということに関しては考えていく必要性を感じました。

また、午後の校長との意見交換会でも、いじめ問題、学校の再編、あと、給食費未納問題など、実質的といえますか、本音の討議ができて、予定時間も少しオーバーするぐらいのことで、非常に実りが多かったなと感じております。

週が明けまして、今週、16日水曜日、中野区幼稚園教育研究会の平成19年度総会・講演会に出席いたしました。この中野区幼稚園教育研究会というのは、公立と私立の幼稚園が連携して幼稚園教育を考えていくということで、全国でも珍しい研究会で、既に37年の歴史がございます。講演のほうは、全国学校飼育動物研究会の事務局長で獣医師の中川先生という方の講演で、将来の育児につながる園での動物体験ということで、幼稚園、小学校も含めた、動物飼育の効果という非常に興味深い講演でした。西東京市の小学校4年生の調査だそうです。今の子どもたちの50%が飼育経験がない。犬、猫、小鳥とかを飼ったことがない。非常に減っているのか、それとも、まだ半分いるのかというのはちょっと難しいところなのですが。いろいろな研究の中で、学校で動物飼育をすると人に優しくなれるという有意差があらわれているという報告がありました。

最近、外来生物等々で、動物からの感染症ということで、今それを非常に危惧するマスメディアの報告がありますが、日本で生息している動物については基本的にはちゃんと手を洗えば大丈夫ですと。例えば公園や校庭の砂場に犬、猫のうんちがあっても、それを捨てれば、別に消毒しなくても大丈夫ですと。過度に恐れる必要がないということを強調されておりました。今週、高校生が母親を殺害するという痛ましい事件がありましたし、また、同じ日、子どもをバイクのヘルメットを入

れるスペースに入れて、結果的に死んでしまったという、本当に目を覆うような事件があって心を痛めているところでございます。動物を飼ったらすぐよくなるということではないと思うのですけれども、いろいろな形で、命を大切にしていこうということを、正規の教育以外でも、幼稚園・小学校・中学校でサポートしていく必要があるなということを非常に共感いたしました。

以上でございます。

飛鳥馬委員

私も大体皆さんと同じことが多いのですが。

先々週ですか、中野サンモールの商店街のアーケードの中に、中学校の絵がずっと飾ってあったのですね。私、あれに気がつかなかったのですよ。よく見たら、「教育委員会後援」というので、すごい立派な絵でした。畳3枚ぐらいの大きさの絵をずっと中学校全部と小学校が1校ありましたけれども。すばらしいなと思いました。音楽とかもありますけれども、運動以外で子どもたちが区民の皆様を知っていただくという機会が少ないと思いますので。JRのガード下にもあるのですが、あそこは排気ガスがすごくて、暗くて、見にくいので、もっと工夫が必要かなと思っていますけれども。でも、サンモールのはすごいですね。迫力があって、大きい絵ということ。教育委員会もかかわっているというのは、私、ちょっと気がつかなくて申しわけないなと思いましたけれども。つまり、広報とかでどんどん宣伝してもいいのなかという気がしました。区民の皆様を知っていただくという意味で宣伝してもいいのかなというふうに思いました。

それから、あと、8日の新しい区議会議員さんとの顔合わせに私も参加させていただきました。

それから、10日、高木委員からありましたけれども、江原小学校のわかば学級の開級式ですね。児童6名だそうですけれども、施設はかなり広くて余裕がありそうな気がしました。これからまたふえるのではないかと思います。

それから、11日は、やはり六中に学校訪問に行きました。小規模校で、私は1年生10人のクラスで給食を一緒にしました。教室の半分に10人分の机がありまして、その半分に丸い大きなテーブルがあって、全員座れて、ちゃんとテーブルクロスも敷いてありまして、そこで学級会をやるとか、給食を食べるとかという、非常にアットホームな感じでやっているのです。先生方も気を遣って子どもを大事に育ててい

るなと思いましたのは、一つは、給食の時間、担任の先生以外に学年づきのほかの先生が2人入りますので、10人の生徒に先生が3人ついて食事しているのですね。ですから、個人的にコミュニケーションがとれるというのを一つ感じました。

もう一つは、小規模校のいいところとか悪いところとかいろいろあると思うのですが、私が現場にいたころに比べると、小規模校ですが、教員の体制がかなり充実してきているなという気がしました。4クラスしかないわけですが、それでもちゃんと音楽の先生もいれば、技術科の先生もきちっといるわけですね。私のころはいなくて、そういう小さい学校は区費でとるしかなかったのですね。でも、ちゃんとした先生がいて、スクールカウンセラーがいて、心の相談員がいるのですね。で、養護の先生がいるわけですね。ですから、自分の経験で、小規模校だと先生に恵まれないなというのが今まで私の頭の中にはありましたが、実際に行ってみると、特に中野は中野区の財政支出ということがあると思うのですが、必ずしも正規の先生とは限らないのですが、ただ、大人がたくさんいて、子どもたちの面倒を見て、授業も少人数だし、2人でTTで授業をやるとかでいろいろな工夫をしているなというようなことを感じました。そういうことで、よかったなと思います。

ただ、小規模校の問題としては、校長先生との話し合いでもありましたけれども、なかなか部活が成り立たないとか、行事が盛り上がらないとか、そういうことは当然出てくるので仕方ないことがあると思うのです。校長先生の悩みでもあるかなと思いますけれども、そういう中で、校長先生は「ぜひ夢を持ちたい」と言っていました。「夢のある学校をつくりたい」というようなことを盛んに言っていましたので、ご苦労が多いかなと思いますけれども、期待したいなと思っています。

以上です。

大島委員

私も、皆様とご一緒した今お話に出たのから報告しますと、5月8日の区議会議員との顔合わせ。それから、10日に江原小のわかば学級の開級式に出席いたしました。このときは新井小のこだま学級の子どもたちがお祝いに来てくれて歌を歌ってくれたりとか、とても和やかで温かい雰囲気の開級式でいい雰囲気でしたけれども、まだ6名でのスタートだということなので、来年以降もう少し人数がふえてくればいかなというふうには思いました。

それから、5月11日には六中の訪問。これは皆さんとご一緒に行きまして、校長先生との意見交換会などもいたしましたけれども、詳細は皆さんから出ているので省略します。

あと、ちょっとさかのぼりますけれども、4月28日の土曜日に、第七中学校の学校公開がありましたので、拝見しに行ってみました。大変興味深くて楽しく拝見させていただいたのですけれども、七中アカデミー賞というものがあるようで、2003年に新聞で紹介されたという新聞記事も廊下に掲示されていましたが、生徒たちが創意工夫した研究成果がいろいろなテーマでそこにも張ってありました。特攻隊についての研究とか、珍しい生物の生態についてとか、大したものだなと感心して見てまいりました。

それから、クラスの授業態度はおおむね良好だったのではないかなと思っております。みんな落ちついた態度で授業に臨んでいたように思います。授業も、例えば1年生では英語のカードの単語ゲームを取り入れたりとか、数学で正の数・負の数の理解のためにトランプを使ったゲームを取り入れたりとか、先生方も工夫していらっしゃるなというふうに思いました。2年の英語などでは、声を出して英語を言うというのがなかなか苦手なのかなと。その辺、もう少し何とかなればなというような感想を持ちました。

あと、私が弁護士で多重債務の問題などもよくやっております関係からか、個人的な関心もあってと思うのですけれども、家庭科で販売方法と支払い方法についての授業をやっておりました。物を買うときの支払い方法、クレジットとかプリペイドカードとか現金とか、そういうことについていろいろな支払い方法があるよという授業なのですけれども、私がかねがね消費者教育としてすごく大事だと思っております。その辺のお金の支払い方についてしっかり身につけていないと、クレジットカードを安易に乱用したりして多重債務に陥ったりとかという例もいつも目にしているものですから、かねがね消費者教育は大事だと思っていたのですけれども、生活の中での実感と結びつくような、将来の消費者としての生活に結びつくような工夫ができないかななどというふうに思ったりしておりました。

そんなところでございます。

<教育長報告事項>

山田委員長

続きまして、教育長報告をお願いいたします。

教育長

私からは、今、委員からいろいろご報告がありましたものとの重複を避けた形でご報告させていただきます。

5月8日に都民体育大会の壮行会というのがありました。これは、東京都の全市町村がそれぞれ対抗して都民体育大会というのをやりまして、夏季が水泳、冬季がスキー、春季にほかの競技をほとんどやるということで、5月13日に開会式があって、それからずっと1カ月ぐらいやって、夏季・冬季・春季の成績を合わせたものの点数でどの市町村が何位とかいうことを決めていくのですね。それが6月に表彰されます。1位になりますと、高松宮杯というカップをもらえて、あと8位までですか、表彰状をもらえるというようなことなのですけれども、そういうことで選手を集めまして檄を飛ばすという会でした。中野区と教育委員会と体育協会が共催で行っております。結構高齢化してしまっていて、選手の方も結構お年なのですけれども、それでも女子は去年が6位だそうございまして、中野区は結構頑張っていると。男子のほうはだめなんだそうですけれども。そういうことで、いろいろ盛り上がってまいりました。

それから、5月10日にはことぶき大学がございまして、私のほうで基調講演というような形で「中野区の教育の課題」ということを講演させていただきました。

それから、同日の夜ですけれども、幼小中自主研修会というのがございました。これは、学校の先生で管理職を目指す方の勉強会なのですけれども、こちらのほうで私のほうで30分ばかり講義をさせていただきました。

それから、5月13日、少年サッカーの春季大会が妙正寺川運動施設でございました。で、開会式がございまして、そちらのほうに出させていただきます、ごあいさつと、それから始球式に出させていただきます。

それから、5月14日には、保護司会総会がございまして出席させていただきました。

それから、昨日ですが、5月17日、教育長会がございました。これは、23区の教育長が集まって会議を行っているのですけれども、その中で東京都のほうから最近の状況などについて報告がございました。まず、教員採用状況というのと、19年度の採用予定というお話がございました。教員につきまして、団塊の世代の教員の方

が大分退職するということで、教員の採用をふやしているということで、19年度につきましてもふやすというふうなお話がありました。それから、教員の職の分化、それから主幹制度の見直しについてお話がありました。ご存じのように、今、国でも教員について段階をふやすというのですか、副校長をつくったり、主任教諭をつくったりというふうなことですけれども、東京都もそれにのっとった、あわせたような形で、教員の段階を少しふやすというようなことを考えているということでございます。もしこれをやりますと、東京都の規則改正だけではなくて、中野区の規則も変えなければならないのですね。これにつきましては、多分変わりますので、教育委員会のほうでまたご協議をお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひします。

それから、再雇用制度についても検討しているということで、東京都は一般行政職については再雇用制度を20年度からやめて、すべて再任用にするのだそうです。それにあわせて、教員のほうも、再雇用制度がこのままの状況が続けられなくなるので、新しい制度をつくるということを言っておりました。

それから、区市町村教育委員会研究協議会というのがあります。これは全国で行っているものでして、毎年都道府県を変えてやっているのですけれども、ことしは東京都が当たるのだそうです。東京都が当たって、区市町村教育委員会研究協議会で、日にちも決まっています、11月6日火曜日、それから11月7日水曜日。場所は、火曜日は北とぴあ、水曜日が青山のフロラシオン、ここで教育委員長、教育委員、教育長、それから事務局みたいなものを集めていろいろ催しをやるのです。したがって、声がかかりますので、そのようなものもこれからあると思います。

それから、幼稚園の管理職とか職員の選考・研修についての報告。それから、指導室長の任用体系についてということで、要するに、指導室長は今課長級ということで任用しているのですけれども、それでは職の重さに比べて低いのではないかとということで、統括課長とか部長級にしてあげたらどうかという、そういうような検討をしようというようなことでもございました。

それから、ちょっとさかのぼりますけれども、5月8日に代表校長会、それから5月9日に定例校長会がございまして、いろいろ協議をしておりますので、ご報告させていただきます。

まず、代表校長会のほうで協議している内容ですけれども、今年度の校割り予算、

それから来年度以降の校割り予算のあり方につきまして、もう少し拡大したいと。学校が自分で使えるお金、自分の裁量で使えるお金を拡大したいというような方向で協議しております。おおむね内容については了承されました。

それから、区長は「児童と対話集会をしたい」というふうに言うておりまして、今年度2回、小学校一つ、中学校一つでやりたいということでお話をしております。場所と学校と時期につきましては今後検討となっておりますけれども、校長のほうからも了承を得ています。

それから、職員室LAN、校内LANの進め方ということで協議をしております。ご存じのように、今年度全校に職員室LANを入れると。それから、統合校につきまして校内LANを入れるということで進めておりますけれども、具体的になかなか難しい面もございますので、具体的な進め方につきまして協議しています。

それから、キッズプラザ。これは、学校にいわゆる学童クラブ機能、児童館機能を入れていくということで、来年度、塔山小学校にそういったものが入るということが決まっていますのですけれども、具体的にさまざまな問題がございます、それについていろいろ意見交換が必要だということで、子ども家庭部から担当の課長に来てもらいまして、いろいろ意見交換をいたしました。

それから、代表校長会から幾つか要望事項が出ているので、それもちょっとご報告させていただきます。一つは、総合防災訓練です。今年度9月2日に総合防災訓練がございますけれども、これまでは地域センター単位に南北一つずつ選んで、その中で主要会場が一つ、その地域センターの中の一つの学校でやったのですけれども、ことしからはその地域センターの中の全部の学校でやるということで、やり方を変えます。このことについて、校長等との連絡が十分でなかったということがありまして、この辺についてもう少しきちんとやってほしいというような申し入れがございました。

それから、給食費未納。先ほど校長との意見交換会の中でも出てまいりましたけれども、給食費未納につきましては、なかなか厳しい問題もあるので、学校だけに任せるのではなく、教育委員会としていろいろ考えてほしいというような要望がありました。

それから、CTN。ご存じのように、CTNは中野区ケーブルテレビですが、これについて入っていない学校が結構ありまして、これはおかしいではないか、何と

かしてほしいというような要望がございました。

最後に、区議会の状況につきましてご報告させていただきます。5月24日に区議会の臨時会が開かれます。そこでは議長、副議長、それから各委員会の委員長、副委員長、それから特別委員会の委員長、副委員長が決まる予定です。それから、議案が2件出ます。これは、区立一中と中野昭和小の工事案件であります。工事につきましては、ある一定以上の金額の工事については契約するときに議決が必要なのですね。仮契約をしまして、その仮契約を議案に出しましてそれを議決していただくということが必要なのですけれども、この一中と中野昭和小につきましては、窓枠のサッシを発注しなければならないということで、ちょっと時間がかかるようございまして、今回の議会に出さないと夏休みの工事に間に合わないということで、急遽出すようになったようございまして、そんなことで2件の議案が出るということでございまして。

以上です。

<事務局報告事項>

山田委員長

続きまして、事務局からの報告をお願いいたします。

初めに、「平成19年度道徳授業地区公開講座実施計画について」の報告をお願いいたします。

指導室長

道徳授業地区公開講座実施計画一覧についてご報告申し上げます。お手元の一覧をごらんいただきたいというふうに思います。

今年度も各小・中学校全校で道徳の授業地区公開講座を実施いたします。道徳の授業につきましては週1時間、年間35時間確保ということで実施してきておりますが、年間1回は授業公開と合わせまして、保護者の方や地域の方においでいただいて、授業後、心の教育ですとか、道徳教育についての協議会を持つという形式で行っております。本事業につきましては、開かれた学校づくりを一層充実する、家庭・地域・学校が連携していく場としていく、公開授業を行うことで学校の道徳授業、それから道徳教育を一層充実させていこうというねらいのもとで行っております。この授業は、平成10年度からスタートしておりますけれども、本区におきましては13年度からすべての小・中学校で実施しております。ねらいを十分吟味いたしまし

て、それぞれが工夫を凝らして実態に応じて実施していただくようお願いいたします。

先ほどお話をいたしました協議会のほうの出席者が若干少ないという実態もございますが、保護者、地域の方に広くご参加いただければということで、学校も周知、それから持ち方の工夫等を行っているところでございます。

以上でございます。

山田委員長

ご質問ございましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

今、平成13年から6年目になるのでしょうかね。地域の方のご意見と申しますか、反応がわかればということが1点。

もう1点は、授業の形も影響あるかなと思うのですが、つまり、保護者とか地域の方が参加するような授業計画がおありかなと思うのですが、そういうのをやられている学校がどのくらいあるか。ちょっと把握しにくいかなと思うのですが、ないことはないと思うのですが。

その2点。

指導室長

私どものほうは、学校を通じてご意見をいただくという形ですが、学校はこういう授業参観といいたまいますか、行事をしますと、アンケートをいただくという、特に学校評議員の方からは直接ご意見をいただくような対応をしております。その中で、時期ですとか、持ち方ですとかというご意見が出る場合がございますので、それにあわせて次年度工夫していくという形をとっております。

私どものほうは、その授業の参加数ですとか、その中でどんなことが話し合われたかということ、それから、その授業で、今委員お話のように、授業の協力者をどのような形で入れているかということの調査をあわせて、1年間が終わりましたらしてございます。小学校も中学校も、授業協力のほうに住民の方ですとか、保護者の方ですとか、またはいろいろな専門家の方に来ていただいて、教員と一緒にチームを組んで授業をしていただくという授業が見られるようになってきております。特に小学校のほうはそういう授業が大変ふえてきているという実態がございます。

高木委員

初歩的な質問で恐縮ですが、地区公開講座ということで、地域の方に学校に来ていただいてやるというのは中野区独自の取り組みなののでしょうか。それとも、国もしくは東京都のほうで何か決まりがあってやっているのでしょうか。

指導室長

先ほどお話ししました10年度からのスタートの当初は、東京都のほうで段階的に全校で行うというような予定を組みました。ただ、本区におきましては、当初から段階的ではなくてすべての学校で行うという形でやってまいりました。東京都のほうのそういう事業が終わっても、やはり心の教育は大事だということで、区として奨励をしているところでございます。東京都のほうは3年間でそういう方針は終わったということです。

高木委員

ということは、ほかの区やほかの自治体と比較して意欲的に取り組んでいるといえますか、誇っていいというふうに理解してよろしいのでしょうか。

指導室長

まず私どものほうは全クラスの公開をねらいまして、全校でやっていただくのは当然クリアしてきましたので、全クラスの公開ということでお願いしまして、それがクリアできました。今は、反対にいいますと、その授業の中身をもう少し道徳や心の教育として充実していただきたいという段階に入っております。比較がなかなかできませんけれども、そういうことでは、道徳の教育という部分に関しては徐々に充実してきているというふうに考えております。

大島委員

これも初歩的な質問だと思うのですが、これは学校の日々の時間割りの中の道徳という時間を使ってそれぞれ各クラスでその中に組み込んでやるという形なののでしょうか。

指導室長

一覧表にございますように、この公開講座に関しましては、一応、1日のその時間を全校道徳に充てるというような形で実施していただいている学校がほとんどでございます。江原小が2日に分かれて書かれているかと思えます。15、17というふうになっていると思えますけれども、江原小の場合は、2日間のこの公開の中でどの学級も1回は道徳の授業を公開するよという形に独自に変えてきたというや

り方なのですね。ですから、授業公開は1週間とりまして、その中で必ず道徳をやる日を1時間は持つようにと。全校が同じ日の同じ時間にやるという形式から変えてきたのがこの成果なのですね。あとはほとんど全校同じ日の同じ時間に授業をやるという形になっています。

大島委員

そうしますと、先ほど外部からの協力者をお願いしている例もあるということでしたけれども、例えばある日に1年1組から6年何組とかというところまで全クラスが同じ時間帯にやるとすると、それぞれ基本的にはクラスの担任の先生がおやりになるというふうなことで、中には、クラスによっては協力者の方が入る場合もあるというようなことでよろしいのかということと、やる中身については、各担任の先生が決められるということなののでしょうか。それとも、全校的にテーマを決めたりするのでしょうか。

指導室長

道徳の授業だけが道徳教育ではございませんので、道徳の授業の週の1時間の分と、さらに、ほかの全教科の中で道徳教育というのは行われますので、そういう全体計画というのを各学校で持っております。さらに、その学年での道徳教育の年間計画というのもございます。それぞれがそれに基づいてこの日の授業を決めてまいります。ですので、通常の授業の中でももちろんいろいろご協力をいただいているというケースがございます。これはあくまでも協議会を持ちますので、1日全校で取り組むというふうに決めた日でございますして、道徳の授業というのは日常的に行われておりまして、今お話ししたように、繰り返しになりますが、いろいろな方にご協力いただいたり、「心のノート」というものを使って授業をしたり、道徳の副読本がございますので、そういうものを使って授業をしたりということが通常行われているということでございます。

山田委員長

昨年度、たまたま道徳公開講座を見てきたことがあるのですがけれども、6年ぐらい経過しているということで、参加者が少なくなっているというのと、協議会への集まりが悪いということがありまして、それに対してどのように評価して次に伝えていくのか、非常に難しいところに来ているのではないかなと思うのですが、その点に対して何かご意見がありましたら、お伺いしたいと思うのですがけれども。

指導室長

区としましては、こういう機会は心の教育の中では大変大事な機会だろうと。子どもにかかわっている大人が一堂に会してみんなで同じことを考えるという機会は大事だろうということで、いろいろな取り組みの柔軟性、それから学校の実態に合わせた取り組みを支援していくという形をとっております。必要があれば指導主事が行って一緒に考えていくというような方法をとっております。

最近見えてきましたのは、地教懇ですとか、健全育成の関係者の方、青少年委員さんたちとの共催、地域との共催というような形をとり始めている学校もございませし、いろいろな形で努力を始めているなということで、それを教育委員会としてもバックアップしていくという形を今とっております。やはり集まっていたかかないと、その先の一步が踏み出せませんので、そういう意味での広報活動ですとか、中身の充実に関してはさらに支援をしていかなければいけないなというふうに思っております。

飛鳥馬委員

今の委員長との話の続きになりますが、道徳は特別にこういう公開授業を地区公開でやっていますけれども、ほかの授業の学校公開とか授業参観とかありますね。それとの関連も考慮するか考えたほうがいいのかという気もしますけれども、結局、来る方というのは大体同じメンバーになってくると思いますので、これだけといってもなかなか難しい。そういう行事だけふえていくわけですね。学校公開をやらなければ、授業参観をやらなければ、道徳地区公開をやらなければというふうですね。そうすると、来る方というのは限られているので、ふえればふえるほど来るとは限らないので、その辺のバランスなども考える必要があるのかなというような気もしないではないのですが。

指導室長

ほとんどが前述の授業公開の中の一部の時間を道徳としているというふうな形になってきております。導入当時は、道徳は道徳でやっております、公開日は公開日でという形式が多かったのですが、先ほどもお話ししましたように、公開週間ですとか公開日に充ててくるという形で工夫はしておりますので、そういう意味で、土曜日であったりとかという形が出てきているというふうにしてきてございます。

山田委員長

ほかにございますか。

では、次の報告事項に移ります。

「平成19年度セーフティー教室実施計画について」の報告をお願いいたします。
指導室長

平成19年度のセーフティー教室の実実施計画一覧につきましてご報告申し上げます。この一覧に基づきまして区内の全小・中学校で開催することになっておりまして、もう既に4月から実施しております。これにつきましても、年間1回、毎月各学校が行っております安全教育とリンクさせて実施していただくようにしてきております。小・中学校の児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るということ、それから、保護者と地域の区民の方の参加のもとに、家庭、地域社会、学校、あと関係機関という部分の連携による犯罪防止教育の推進を進めていくということがねらいで行っております。今後、先ほどお話ししましたように、安全教育の計画の中でこの中身もいろいろな形で充実・変化していく必要があるかなというふうに思っておりますし、やはり子どもたちが犠牲になる痛ましい事件、それから、余りいいことではございませんが、子どもたちが起こしてしまう痛ましい事件もございいますので、地域や保護者との連携に基づいて地域ぐるみで子どもを育てるネットワークの取り組みということで、さらに実効性のあるセーフティー教室になるように各学校の実態に応じて今後とも私どもも支援・指導してまいりたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

山田委員長

ご質問ございましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

これも、昨年、私もちょっと1校見に行ったことがあるのですが、なかなか難しいなと思うのです。警察の方が来て指導してくださるのですが、先生が侵入者役をやるのですね。若い、元気のいい先生がヘルメットか何かをかぶって、顔がわからないようにして。そして、やるときにお巡りさんが「遠慮しないでやってください、どんどん暴れてください」みたいなことを言うのですね。どこの教室にそういう人が来たかというのは、1階の何年何組とか決められて行くわけですがけれども、行くとベルが鳴って学校じゅう知らせがくる。そうすると、担当の先生がさすまたを持って飛んでくるわけです。女の先生も男の先生も4、5人。その暴漢役の先生に向かっ

てわーっとやるんですね。階段とかなんとか。そうすると、暴漢役の先生は「何だよ、てめえ、ぶっ殺すぞ」とかわめいたりするわけです。遠慮なくやれと言っているのです。そういう場面を見たときに、高学年になるとわかると思うのですが、ちょうど1年生ぐらいで1学期ぐらいでなれていないと、両極端の子がいるんですね。おもしろがって楽しんでしまう子と、それを見ておびえてしまうというか、びっくりにして固まってしまうというか。だから、そういうのを見ると、いろいろなやり方があるのだけれども、どうかなというようなことをちょっと感じたことはあります。そういうことをどこでもやっているのかどうかわかりませんが、たまたま行った学校がそうでしたので、保護者からそういう意見か何かあったらお聞かせいただければよろしいかなと思うのが1件。

もう1件は、火災の避難訓練というのをずっと長年やってきていると思うのですが、それとの関係をちょっとお知らせください。

指導室長

1点目でございますが、セーフティー教室の中身を見ますと、今のお話はどっちかというと不審者対応のセーフティー教室で、痛ましい事件が続きましたので、そういう部分も先ほどお話しした安全教育の中には入れていただきたいというお話をしてございますし、今年度は防犯カメラですとか、昨年度校内の通報装置も区で独自に入れておりますので、それを都のリンクした安全教室もお願いしたいというお話をしております。そのほかに、最近の傾向ですと、インターネットによる犯罪被害、反対にいうと、犯してしまうという部分もありますので、そういうものですかをハイテク犯罪防止ということで取り組んでいる例もございます。また、今までありましたように、飲酒とか、喫煙とか、薬物乱用のほうのことですとか、万引き防止ですとか、そういうようないろいろなテーマでやっていただいております。もちろん、小学校の低学年になりますと、反対に連れ去り防止ということでエレベータ内での被害ですとか、連れ去りの防止の部分ですとかということで組まれている学校もございます。学校がそれぞれの年間の安全教育のほうの計画にのっとって行っているという実態がございます。

2点目の、いわゆる火災ですとか震災ですとかの避難訓練に関しましては、安全教育とは別に、毎月一遍はいろいろな想定をしまして計画のもとに各学校が行っております。ですから、安全教育の時間と避難訓練の時間は毎月1回ずつ、それは1

時間とる場合もありますし、休み時間の中で行う場合もございますけれども、計画に即して行っております。

山田委員長

私のほうからですけれども、セーフティーというのは、指導室長がおっしゃったようにいろいろなとらえ方があって、いろいろな取り組みをしているのではないかなと思います。私のほうからも、先ほどハイテクのことですね。特に小学校高学年とか中学生ぐらいになりますと、いわゆる携帯を使っただけのいろいろな事故に巻き込まれることなど最近多いと思いますので、その辺の指導をしていただければなと思います。

それから、薬物防止については、たしか区の薬剤師会のほうでそういった薬物乱用防止のCD-ROMが作成されて、それを活用できるという話も聞いていますので、そういったこともセーフティーの中の一つとして学校薬剤師の先生方にもご活躍いただける場が出てくるのではないかなと思いました。

そのほかに報告事項、ございますか。

教育改革担当課長

私のほうからは、学校統合委員会準備会の開催についてご報告させていただきます。

内容についてでございますが、平成21年4月に統合予定の中野昭和小学校と東中野小学校の統合委員会及び第一中学校と中野富士見中学校の統合委員会の発足に先立ちまして、両委員会の運営をより円滑に進めるために、委員の内定者に対しまして学校再編計画の概要、それから統合委員会の設置の趣旨、検討内容及び日程などについて説明をいたしました。

開催の状況についてでございますが、中野昭和小学校と東中野小学校の統合委員会準備会につきましては、5月9日水曜日、午後7時から9時まで、中野昭和小学校において実施いたしました。第一中学校と中野富士見中学校統合委員会の準備会につきましては、5月11日金曜日、午後7時から9時まで、中野富士見中学校において実施いたしました。

今後の予定でございますが、正式な第1回の統合委員会についてでございますが、6月1日金曜日に第一中学校と中野富士見中学校の統合委員会を午後7時から南中野地域センターで実施いたします。それから、中野昭和小学校と東中野小学校の第

1回統合委員会につきましては、6月13日水曜日、午後7時から、東中野小学校において実施いたします。第1回の内容につきましては、教育長より委員の委嘱状の交付、それから統合委員会の委員長、副委員長の選任、それから統合委員会の運営方法などについて協議をする予定であります。

なお、それぞれの統合委員会につきまして正式発足後に委員の皆さんの名簿等、資料とあわせて改めて教育委員会でご報告させていただきます。

以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたら、お願いいたします。

私のほうからですけれども、現在、統合委員会を設置しておりますいわゆる六中と十一中、それから桃園第三、桃丘、仲町、この統合委員会の今までの経験が生かされるかと思うのですけれども、それについてのこの新しい統合委員会に対して、その経験を踏まえて、今までの二つの統合委員会からの経過報告的なものはどのようにされますでしょうか。

教育改革担当課長

私どものほうから、現在活動しております統合委員会につきましては、統合委員会の実施の都度、「統合委員会ニュース」というのを発行しておりますので、そのバックナンバーを委員の皆様にお配りして、どういう感じで進めてきたかというのをお知らせする予定であります。あと、それ以外に、基本的には委員の皆さんに余り先入観を与えてしまってはいけないというところもございますので、まずは、ある程度統合委員会ごとの自由な協議をしていただくのですが、議論がちょっととまってしまった場合ですとか、あるいは委員の皆さんから、前のところではどういうふうにやっていたのかというふうにお尋ねがあった場合には、すぐに情報提供をさせていただきますという予定であります。

山田委員長

そのほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

<協議事項>

山田委員長

では、次に協議事項に移ります。

第1点目ですけれども、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する条例施行規則等の一部改正について」の協議を進めます。

それでは、説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましては、ことし2月ご協議いただきまして教育委員会として議決をいただきました。その後、議会でも議決がされてございます。改正内容としましては、新たに組合休暇を新設してございます。この組合休暇の適用につきましては、ことしの6月1日から施行が始まります。その施行前に関係の規則を整備しておきたいと考えてございます。

その条例に関連しまして、今回改正を予定しております規則が2本ございます。ただいま申しました幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の施行規則、それから、組合休暇の新設に伴いまして、職員の勤勉手当にもその算定に影響が出ます。したがって、この幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則につきましても、必要な部分をあわせて改正を図りたいと思っております。

今回の主な改正の内容でございますが、まず1点目の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則でございます。組合休暇の取得の対象となる業務等の範囲について規定するとございます。条例の中で組合休暇を新設いたしましたが、具体的な内容については教育委員会の定める規則によることとなっております。今回、この規則の中で指定をいたします組合休暇の内容でございますが、まず、当該職員が所属をする職員団体、その職員団体が行います大会、委員会、執行委員会、また交渉に密接に関連すると思われる委員会のもとに置かれる専門部や補助機関の活動といったものにつきまして組合休暇を認める。あわせて、これら職員団体が連合して組織してございますいわゆる上部団体でございますけれども、そちらのほうの大会、中央委員会、拡大執行委員会、執行委員会、並びに交渉に密接に関連いたしますそれぞれ専門部等の活動につきましても、これを組合休暇の範囲として認めるというものでございます。

それから、2番目の勤勉手当に関する規則でございます。こちらは、この資料にございますが、「育児休業中の職員が支給期間に勤務した期間から組合休暇取得期間を除算すること、及び勤務期間から除算割合を100分の100とする規定を新設する」とございます。ちょっとわかりにくいので説明を加えたいと思います。

まず、後段の部分でございます。「勤務期間からの除算割合を100分の100とする

規定を新設する」とございます。勤勉手当の支給につきましては、現在、年2回支給してございますけれども、6月1日と12月1日を基準日といたしまして、その日に在職している職員に対して、それまでの6カ月間、基準日前の6カ月間をいわゆる支給割合を決める判断をする期間として、その間の職員の勤務実態、実績を考慮してこの勤勉手当が支給されるわけですが、その期間の勤務実績につきまして、この組合休暇を取得した場合、「100分の100」とありますけれども、その取得したところは勤務を要する日の算定から除算、要するに外しますよということでございます。したがって、例えばその6カ月の間に10日とか20日間組合休暇を取得しておれば、それはその間の勤勉手当の算定の中からその期間をとった、勤務していないという形での算定で勤勉手当を計算するというところでございます。

それから、上段のほうでございます。「育児休業中の職員が支給期間に勤務した期間から組合休暇取得期間を除算すること」とございます。原則といたしまして、育児休業の期間というのは無給でございます。ただ、基準日現在、育児休業をとっていたといたしましても、さかのぼって6カ月間、要するに勤勉手当を支給するに当たってその本人の勤務実態に合わせて支給割合が決定するわけですが、そのさかのぼる6カ月間すべてでその育児休業をとっていない場合もあるわけでございます。具体的に申しますと、例えば6月1日現在、基準日でございますけれども、この場合ですと、12月2日から6月1日までの半年間の期間でその本人の勤務実績を換算するのですが、この職員が例えば5月1日から育児休業をとったといたしますと、12月2日から4月30日まで実際に勤務していたわけでございます。したがって、その間はきちんとその勤勉手当の算定には加えると。ただ、育児休業をその途中でとった場合については、その部分は除算をしますよということでございます。

そういったような形で、育児休業中の職員については、そういった規定もあわせて置くというような形となっております。

以上のような形で、2本の条例の、組合休暇を新設したことに伴います必要な規則の改正を施行前に行いたいと思っております。

以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

そうすると、これは、改正後の規則の条文というのはまだこれからつくるとい
ことなのですか。

教育経営担当課長

きょうはご協議ということで、まだ条文の形では資料のほうは用意してございま
せん。議案として用意するときに条文並びに新旧対照表をつけましてご審議いただ
ければと思っております。

飛鳥馬委員

この組合休暇というのは、今まででいいますと職免という制度があったと思うの
ですが、それがなくなって組合休暇になったと理解してよろしいですか。

教育経営担当課長

はい、そのとおりです。これまでは、交渉と、それからそのための準備というこ
とで、今おっしゃったような形で認められておったわけですが、条例の改正により
まして、その部分、交渉だけで、そのための準備というものが削除されました。そ
の準備の中に、組合の大会であるとか委員会というものが、今回は別途という形で
無給の組合休暇として申請をして承認をするという形になるようです。

大島委員

ちょっとわかりにくいのですけれども、今の(2)の前段、後段の後段のほうでいい
ますと、「勤務期間から除算割合を100分の100」ということなのですか。つ
まり、組合休暇を取得した期間というのは、勤勉手当の基準になる働いた期間には
入らないということなのですか。例えば基準日の6カ月、例えば本来の勤務期間が
200日あったとします。組合休暇を10日間取得したと。そうすると、200日のうち10
日間は勤務していないという扱いにするという意味なのですか。

教育経営担当課長

はい。基本的な考え方はそのとおりでございます。

大島委員

前段のほうなのですか。この「組合休暇取得期間」ということと「育児休
業中の」ということの関係がいま一つよくわからなかったのですけれども。

教育経営担当課長

ややこしくて申しわけございません。原則といたしまして、育児休業期間中とい
うのは無給でございます。したがって、勤勉手当も当然出ないわけございま

すけれども、その勤勉手当を支給するに当たっては、先ほど申しましたとおり、基準日から前の6カ月間の勤務実績を考慮して一定の割合で支給されるとなるわけでございます。その6カ月間の途中から育児休業をとった場合、例えば6月1日が基準日だといいますと、先ほど申しましたとおり、12月2日から6月1日までの勤務実績に応じてそれぞれの支給割合で支給されるのですけれども、途中で、例えば4月1日とか5月1日から育児休業をとったとしても、その前までの何カ月間かは勤務実績があるわけです。したがって、その勤務実績がある期間についてはきちんと評価をした上で勤勉手当を出すということになります。ただし、評価をする期間の中で、もし組合休暇を何日かとっていたら、その部分は、先ほどの後段のほうと同じですけれども、除算します、除きますということでございます。

飛鳥馬委員

もう1回確認ですけれども、育児休業中の人が育児休業中に休暇をとっても関係ない。育児休業中であれば。休暇ですから関係ないわけですね。だから、育児休業に該当しない、本来勤務すべき何カ月か、6カ月未満の間にとった休暇を除くと、そういうことですね。この意味は。

教育経営担当課長

そのとおりです。

飛鳥馬委員

それならわかりました。「育児休業中の」というここがどうしてもひっかかってしまうのです。休んでいても休暇をとるのかという、そんな感じに最初は思っていたものですから。そうではないということですね。はい、わかりました。

山田委員長

よろしいでしょうか。

規則の施行予定日が6月1日ということですから、来週予定しております第5回定例会で議案として審議したいと思いますので、事務局のほうは準備を進めていただくようお願いいたします。

以上で、本日本日予定した議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第17回協議会を閉じます。

午前11時14分閉会